

(趣旨)

第1条 この規則は、愛媛大学（以下「本学」という。）における ICT（情報通信技術（Information and Communication Technology）をいう。以下同じ。）の活用による教育及び研究の支援並びに業務運営の効率化を円滑かつ適正に推進し、情報セキュリティを確保するための組織体制に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「情報化戦略」とは、ICT を活用した本学における教育及び研究の支援並びに業務運営の効率化を推進するための施策をいう。

(CIO)

第3条 本学に、CIO（情報化統括責任者（Chief Information Officer）をいう。以下同じ。）を置き、学長が指名する理事、副学長又は学長特別補佐をもって充てる。

2 CIO は、本学の情報化戦略の策定及び実施に関する業務を統括する。

(CIO 補佐)

第4条 本学に、CIO の業務を補佐するため、CIO 補佐を置く。

2 CIO 補佐は、本学の教職員のうちから CIO が推薦し、学長が任命する。

3 CIO 補佐は、情報化施策に関する専門的知見に基づいて、CIO を補佐する。

4 CIO 補佐の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、CIO 補佐に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(情報戦略委員会)

第5条 本学に、情報化戦略に関する事項（予算に関する事項を含む。）を審議するため、情報戦略委員会を置く。

2 情報戦略委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(CISO)

第6条 本学に、CISO（最高情報セキュリティ責任者（Chief Information Security Officer）をいう。以下同じ。）を置き、国立大学法人愛媛大学法人情報システム運用基本規則（以下「運用基本規則」という。）第4条に規定する最高情報セキュリティ責任者をもって充てる。

(CISO 補佐)

第7条 本学に、CISO の業務を補佐するため、CISO 補佐を置き、運用基本規則第6条に規定する総括情報セキュリティ責任者をもって充てる。

2 CISO 補佐は、情報セキュリティに関する専門的知見に基づいて、CISO を補佐する。

3 CISO 補佐は、CSIRT(情報セキュリティ対策チーム(Computer Security Incident Response Team)をいう。)を組織することができる。

(情報セキュリティ委員会)

第8条 本学における情報セキュリティに関する基本事項は、運用基本規則第9条に規定する情報セキュリティ委員会において審議する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、ICT 活用推進及び情報セキュリティに関し必要な事項は、別

に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和4年9月14日から施行する。
- 2 この規則の施行後最初に任命されるCIO補佐の任期は、第4条第4項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。